

平成 29 年度第 3 回長野県契約審議会

日時：平成 29 年 11 月 13 日（月）14 時 00 分から 16 時 30 分

場所：ホテル信濃路 信濃

1 開会

○事務局

それでは定刻になりましたのではじめたいと思います。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。只今から、平成 29 年度第 3 回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めます、会計局契約・検査課企画幹岡沢雅孝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、お手元に配布しました次第に従いまして、進行してまいります。

本日は、今現在 8 名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、長野県契約審議会規則第 4 条第 2 項の規定により、過半数の定足数を満たしておりますので、会議が成立していることを、まずご報告いたします。

また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日県の公式ホームページで公表されますのであらかじめお知らせいたします。なお、会議の終了時刻についてでございますが、16 時 30 分頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで報道機関の皆様方、傍聴の皆様方にお願いがございます。本日の資料は、今後の検討によりまして、修正される可能性がありますので、その点に十分ご留意いただくようお願いいたします。

それでははじめに県を代表いたしまして、清水会計管理者兼会計局長からごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○清水会計管理者兼会計局長

会計管理者兼会計局長の清水でございます。本日は碓井会長をはじめ、委員の皆様方には、大変ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今日の会議ですが、審議事項として公募型見積合わせの拡大試行等について、事務局の案をお示ししたいと考えております。ご審議の上、一定の方向性をお認めいただければと考えております。

このほか、建設業における週休二日に向けた取組、舗装工事における簡易総合評価落札方式の試行等、4 件の事項についてご報告をさせていただきます。限られた時間の中ではございますが、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは会議事項に入ります。会議事項の議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、碓井会長さん会議事項の進行をよろしくお願いいたします。

3 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見について

○碓井会長

皆様、こんにちは。

今日はお忙しいところお集まりくださいますありがとうございます。それでは早速、3(1)審議事項のア、「前回審議会の主な意見について」まず、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局

1ページの資料1-1をご覧ください。前回平成29年度第2回契約審議会の主な意見を整理したものでございます。内容は1ページに記載のとおりでございますけれども、対応案等の網かけ部分は前回審議会で事務局から説明、回答したものに補足等加えた項目でございます。

説明請求審査部会の概要及び長野県の契約に関する条例等の概要につきましては契約・検査課の担当者から、それ以外の工事関係につきましては技術管理室からご説明いたします。

○事務局

それでは資料1-1をご覧いただきたいと思います。前回の主な意見の一番上の行のところでございます。前回、説明請求部会の経緯についてご質問がございました。対応案のところでございますが、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律、平成12年の法律でございます。いわゆる入札契約適正化法と言われている法律に基づきまして、指針が平成13年に出されてございます。その中で入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するように定められた趣旨を踏まえまして、平成14年の7月に契約審議会の前々身でございます長野県公共工事入札等適正化委員会が設置されまして、その中で、「入札及び契約手続等に係る再苦情処理の審議、結果の報告」を検討事項としてまいりました。この役割は現在の説明請求部会でも引き継がれておりまして、また、この法律の趣旨を踏まえた同様の仕組みは、この指針に基づきまして各地方公共団体で整備が求められているところでございます。

続きまして、「長野県の契約に関する条例及び取組方針」についてのご質問、ご意見でございます。条例の基本理念につきまして記載箇所によって内容が異なるように見受けられるというご意見をいただきました。長野県の契約に関する条例の基本理念と取組方針の基

本理念について記載箇所によって内容が異なるように見受けられましたので、条例の基本理念につきましては、その対応案のとおりでございます（ア）（イ）（ウ）（エ）の4項目、これは条例第3条に基本理念が規定されておりまして、その第1項から第4項に書かれている内容を明記したものでございます。

3つ目といたしまして委員のほうから、条例の特徴について、県民の適正な負担という視点が欠けているように見受けられる。条例の特徴については審議会の共通認識の下で審議、という意味でもあるので大事だ。というご意見をいただいたところでございます。条例の特徴といたしましては、いろいろなご意見があろうかと思えますけれども、特に基本的なところ、根幹的なところといたしまして、県の契約の活用を図るために、その取組の基本となる事項を定めた長野県初の条例でございます。契約についての基本的方向、施策の方向を示す基本条例的性格を有していると思われまます。また条例第一条の目的に書かれている内容を掲げてございまして、それが2つ目のポツのところに書かれている内容でございます。

もう1点、県民の適正な負担の視点というところが欠けているのではないかとご意見がございましたけれども、これにつきましても条例第3条第1項に地域経済の健全な発展のために、契約過程及び内容の透明性、並びに競争性の確保を図ることが掲げられているほか、条例第3条第2項に県の契約はその履行により県民に提供されるサービスを安全かつ良質なものとするため経済性に配慮しつつ総合的に優れた内容としなければならないということが書かれてございまして、経済性というところで県民の適正な負担という視点はあげられているのかなというふうにご意見されているところでございます。以上でございます。

○事務局

まず委員欄の4段目、5段目になりますけれども、吉野委員、西村委員の対応案等の欄でございますけれども、事前にお配りした資料、若干修正してございますので本日お配りした資料ご確認いただきたいと思えます。まず、3段目になりまして、「受注希望型競争入札の実施状況について」でございます。まず吉野委員からご質問がありました「応札なし」「不調」が多い要因についてでございます。対応案等の欄に記載した内容については前回お答えしたものととなりますけれども、応札なし・不調の多い年について改めてご説明させていただきます。1枚めくっていただきまして2ページの資料1-2をご覧ください。上のグラフは過去10年間の開札件数と応札なし・不調件数を棒グラフにしたものでございます。平成25年、26年の応札なし・不調の件数が250件を超えるなどより多く発生している状況となっております。下のグラフになりますけれども、入札への平均参加者数と応札なし・不調の発生率についてあらわしたものでございます。発生率について平成25年、26年が比較的高くなっております。また、平均参加者数も時期を同じくして低くなっているのがわかるかな、と思えます。平成25年に大型補正が行われまして、技術者がすでに他の工事についているなどしたため、各企業で応札したくても応札できない状況であったのかな、と思われまます。平成26年度、25年度の補正の繰越事業などの影響によりまして、応札なし・不調の件数が多かったと思われまます。

続きまして、資料1-1に戻っていただきまして、中段の西村委員ご指摘の地域要件についてでございます。地域要件は前回お答えしたとおり、受注希望型競争入札の導入時か

ら設定しておりまして、当初は災害復旧事業を除き4ブロックまたは県内一円で実施しておりました。その後、平成21年5月25日より災害復旧事業以外の通常工事の一部についても10ブロックを導入してございます。

その下になりますけど、下の碓井会長、野本委員の部分の他ブロックを含めた参加者の分布、総合評価落札方式の実施状況について、資料1-3でご説明したいと思います。3ページになりますけれど、まず上のほうになりましてIの1地域要件の設置状況でございますけれども、最近10年間の推移を示しております。平成19年、20年は4ブロックでの設定が75~76%と多くございました。平成21年5月以降、通常工事も10ブロックを導入したため10ブロックの設定が増えまして、昨年は10ブロックは72.2%、次いで県内本店が16.3%、4ブロックが9.6%という状況でございました。下の地域別の動向でございますけれども、平成28年の動向に契約件数を入れまして示したものでございます。確認をしていただければと思います。3の一番下のグラフになりますけれども、これは平成28年度の各発注機関の地域要件を県内本店としたときの応札者のブック状況を示したものでございます。例えば、一番上の佐久でみますと、佐久地域で県内本店を地域要件とした案件に対しまして、佐久地域振興局管内、いわゆる10ブロック管内ですけれども、10ブロック内の応札が約54%、隣接の上小になりますけれども、10ブロックで4ブロック内の上小、上田地域振興局管内からの応札が約5%、また4ブロック外となります南信からの応札が約5%、中信からの応札が約15%、北信からの応札が約21%というように見ていただければと思います。県内本店での地域要件でありまして、地元10ブロック、4ブロック内からの応札が比較的多い状況でございます。続きまして4ページ目になりますけれども、総合評価落札方式の実施状況、逆転件数等示したものでございます。中段の2の実施状況でございます。2の(1)工事のほうの状況でございますけれども、真ん中の平成28年度は196件の逆転件数がございます、率にしますと42.2%というような状況でございました。その下の委託のほうになりますけど、これも真ん中の平成28年度、逆転件数が107件、36%の逆転件数率というようになってございます。平成29年度につきましては、7月末までの状況でございます。技術管理室からは以上でございます。

○事務局

事務局からは以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。只今のご説明につきまして、ご質問ご意見等ありましたらご発言ください。

吉野委員。

○吉野委員

2点ございます。一つは説明請求審査部会の概要と、部会に関する委員の指名についてのところで、この制度、苦情処理体制の制度の趣旨、経緯についてはよくわかりました。それで、感想を申し上げますと、私も公共工事入札等検討委員会の時から多少タッチをさせていただきまして、実は長野県の制度につきましては非常に精緻でございます。特に当

事者といいますか申立者からも事情聴取をするなど非常に丁寧に扱ってきているということで、例えば他の県で、私が講演をいたしますと、業者の方から工事の監督なり検査についてご不満を持つ方が非常に多いのです。そういうときに長野県の制度をご紹介しますので、他県でもやっておられるとは思いますが、長野県のこの制度については誇りを持っていいのではないかと、そういうふうに思っておる次第でございます。

それから、もう一つ、資料の1-2の応札それから応札なし・不調の発生状況の下のほうに平均参加者との関係がございます。平成25年、26年につきましては、応札なし・不調の件数が多いときに限って、やはり参加者が非常に少ないという状況がございますが、この要因につきましては回答にございましたように、いわゆる特殊な工事なり、あるいは現場状況が厳しい、あるいはまた補正等で件数が多かったというようなことが、平均参加者が少ない理由だとお考えでしょうか。その辺りお聞きしたいと思えます。

○碓井会長

お願いします。

○事務局

おっしゃるとおりでございます。

○碓井会長

ほかに。

渡辺委員。

○渡辺委員

応札なし・不調発生の中で2点お聞きしたいのですけれども、要因もさることながら、この応札なし・不調が発生した場合、条件等変えてまたやり直すのか、そのまま発注が終わってしまうのか、その結果についていつも知りたいな、というふうに思っておりますが、その点について、いかがでしょうか。

もう一つは、今平成28年度で不調発生が4%になっております。この発生割合が少ないほどいいと思うのですけれども、どうしてもある一定の割合は出てしまうものなのか、この4%はやむを得ないのか、あるいはもっとゼロにできるのか、この数字が低いのか高いのかちょっと私はわからないので教えていただきたいと思えます。

○碓井会長

それでは事務局からお願いします。

○事務局

まず、最初の件でございますけれども、応札なし・不調になりましたら再入札をしているというような現状でございます。条件を変えまして、再入札をしているというようなかたちでございます。あと後段のほうの4%は低いのか、高いのかというご質問なんですけれども、私どもなるべく応札していただきたいということでやっちはいるんですけれども、

これ見ていただきますと、年々減ってきている状況ということもあります。一定数はどうしても出てしまうのかなと私は感じているんですけれども、なるべく低い数字を目指していきたいと考えております。

○碓井会長

よろしいでしょうか。

○渡辺委員

とりあえず4%はやむを得ないというふうに考えてよろしいということ。

○碓井会長

はい。それでは柳澤委員。

○柳澤委員

柳澤でございます。なったばかりの委員でございますので、わからないこといっぱいありますので教えていただくという意味でご質問させていただきます。

今の応札なしの割合についての話、県内でもこういうことを検討している委員会等も見ますと、10%超えると異常だということで、だいぶ指摘を強く受けるのですけれども、10%以内であるならばやむを得ないのかなという感じはしております。先ほど応札なしの発生割合について平成27、28と改善されましたけれども、これは、うまくいった、元に戻ったということで数が減ったのか、見積りが甘くなったということはないと思いますけれども、その辺りのところをもう一度確認をさせていただきたいということが一点。

それから平均参加者数が10人前後というところで推移しているのですが、我々が検討会でやるときには、都道府県レベルでは20名くらいの入札者はほしいのではないかと、自由な競争を行うために、というような意見もあるのですが、これがもう少し数を増やすとか、上げるという方向へ持っていくことは難しいのでしょうか。質問させていただいています。

○碓井会長

では、事務局からお願いします。

○事務局

まず、最初のほうですけれども、技術者の兼務いたしまして、通常2件まで認めているものを、この平成25、26を踏まえまして3件までということで契約の小さなものを兼務できる件数を増やしまして対応してきていると、その結果もありまして減ってきているというような状況かなと思います。昔に戻ったと言われればそれも一理あるのかなというような感じでございます。

平均参加者数でございますけれども、私ども競争性の確保ということで地域要件と定めているんですけれども、その上で、対象者数が何名いるかということで地域要件を定めて競争性は確保されるように考えておりますので、その中で平均10名の方が応札してきているというような結果でございます。

○碓井会長

ということは、この10者程度の応札があれば、まあまあ競争性は確保されていると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局

そうですね。私ども枠はもうちょっと広げているんですが、結果的に10名になっているということで、これは適正なのかなというふうに考えております。

○碓井会長

はい。ほかに何かありますか。

はい、藏谷委員。

○藏谷委員

これはあくまで平均数字なので、一般土木とか舗装とか橋梁とかポピュラーな道路工事、土木工事を考えてしまうのだけど、一番不調とか多いのは林務じゃないのでしょうか。それからもう一つメインの工事ではなくて、どちらかというところ、規模の小さな、ランクでいうと小さな規模の企業が受注するような、要するに歩留まりが悪いといいますか、非常に経費ばかりかかってその割に売り上げが落ちないような小さな工事に多いので数字的にはこうになってしまうのかなと。例えば柳澤委員が今おっしゃっていたけど、舗装工事は応札者が30者40者あります、林務は1者2者ですから、平均とっちゃえば20にならないじゃないですか。そういったデータのどこが多くてどこが少ないかとかによってもだいぶ開きがある、差が出てくるので、一概に平均だけ見ていろいろ言うところちょっと誤解を招くのかなと思います。その辺りはいかがでしょうか。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

今藏谷さんおっしゃるとおりでして、平均をとるとあたかもすべてがその数字であるかのようになってしまいますが、実際には30者40者の応札がある工事もありますし、特殊なものについては1者、あるいは0者ということもございます。それらすべてを押し並べて平均11.2者という数字を出しているところでございます。

○碓井会長

ほかにご質問。

奥原委員。

○奥原委員

前回の審議会では吉野委員さんが建設工事の従事者が安全及び健康確保の推進に関する法

律の概要等に係る質問の中で、県は都道府県計画を策定することと10月10日の関東甲信ブロックの会議を受けて推進体制の整備を図りたい旨回答されています。国の基本計画では県や労働局、地方整備局、建設業関係団体で推進体制を構成するとしていますが、長野県としてはどのような推進体制を考えているのかを教えてください。また都道府県計画の策定はどのようなスケジュールで進めるか現時点の見通しを教えてください。

○碓井会長

はい、事務局お願いします。

○事務局

建設職人基本法につきましては、現在県計画策定に向けて庁内の検討会議を設置したところでございます。今後、この会議の中で策定に向けた検討を進めていく予定でございます。

○碓井会長

ほかに。

それでは前回審議会の主な意見については終了します。

イ 公募型見積合わせの拡大試行等について

○碓井会長

次に3(1)審議事項イ、「公募型見積合わせの拡大試行等について」でございます。まず事務局から説明をお願いします。

○事務局

公募型見積合わせの拡大試行等について、ご説明させていただきます。5ページ資料2をご覧ください。公募型見積合わせの拡大試行等について、こちらの公募型見積合わせについては、取組方針の7番で業務委託等を含むその他の契約についてもその導入を検討することが掲げられておまして、また13番で公募見積合わせの参加要件は入札参加要件に準じることが定められていることから検討させていただきまして、その試行を行いたいというものでございます。

この5ページの説明に入ります前に公募型見積合わせというものは、どういうものなのかというのをご説明させていただきたいと思っております。1枚おめくりいただきまして6ページをご覧くださいと思っております。6ページ上の公募型見積合わせと通常の見積合わせという表をご覧くださいと思っておりますが、表左側が今回試行しようとする公募型見積合わせ、右側がこれまで実施してきた通常の見積合わせの概要でございます。どちらの契約も契約方法といたしましては随意契約の中に含まれるものでございまして、一定金額以下の比較的少額の契約で実施する方法でございます。この公募型見積合わせとこれまで行ってきた通常の見積合わせ、この最も大きな違いなのですけれども、それは見積書の提出の依頼方法にありまして、これまででは県の側で選定いたしました相手方2者から5者程度に見

積書の提出を依頼いたしまして、契約の相手方を決定してきたところなのですけれども、公募型見積に関しては県の公式ホームページに見積書の提出依頼を、その見積書の提出手続きに参加するための要件等とともに掲示いたしまして、その参加要件を満たす方であれば、どなたでも見積書を参加できるとともに提出されたすべての見積書の中から契約の相手方を決定することになるという点でございます。1枚お戻りいただきまして5ページをご覧くださいませいんですけれども、具体的な試行の概要についてなんですけれども、1の概要及び目的というところに記載してございますけれども、1つ目といたしまして先ほどご説明したとおりですけれども、2者以上の県選定の相手方との間で実施してきました業務委託等契約の一部におきまして、既に物件の買入れ等では実施している公募型見積合わせを試行いたしまして、競争性であるとか公正性、透明性の確保を図っていくということが1点。2つ目といたしまして、その公募型見積合わせを試行するにあたりまして、地域要件の設定基準を導入いたしまして、統一的な地域要件を設定し、地域の中小企業者の受注機会の確保を図るということ。3点目といたしまして、これまで物件の買入れ等で実施してきた公募型見積合わせにおいては、随意契約となるので、不要としてきました入札参加資格につきまして、今回の試行に合わせて一部の案件で義務化することで、その入札参加資格の取得のために必要となつてまいります社会保険の加入促進等、県の施策の実現を図るということがございます。

2の内容でございますけれども、試行内容の詳細につきましては先ほどご説明しているとおりの3点あるんですけれども、1点目は対象契約の拡大でして、これまで実施してまいりました製造の請負、物件の買入れに加えまして、試行といたしまして予定価格が30万円を超え100万円以下の清掃・警備・消防設備点検・自家用電気工作物保安管理業務で実施することを予定しているところでございます。加えてその他の契約のうち、発注機関が特に必要と認めた契約についても実施可能としたいと考えております。こちらこの4つの業務選定した理由なんですけれども、多くの発注機関で契約が行われているとともに、県の財産活用課のほうで一定の共通の仕様書というものが示されておりまして、そちらを参考にすることで多くの機関でそれを基にした仕様書の策定が可能であるということ、また予定価格30万円以上の業務につきましては、現在も通常の発注の手続きに加えまして、各機関に設置されております請負人等選定委員会という機関で相手方の選定を行うなど、手続きの透明性や公正性の確保がより強く求められているということから、こちらを対象とさせていただきます。試行の対象の見込み件数としては、全県で100件弱あることを予定しております。

次に、地域要件の設定基準の導入についてですけれども、こちらについては記載のとおりなんですけれども、原則は県内本店・支店または営業所を有する事業者であることを求めることとしたいと考えております。その上で個別の業務形態等に応じまして、参加可能業者数が一定以上いる等の基準を満たす場合には、県内4ブロック等、それよりも狭めて設定することも可能であるというふうに設定基準を設ける予定でございます。また、専門的な調査等地域要件をすることが適当でないような業務につきましては、地域要件を設定しないこともできることを予定しております。

3つ目といたしまして、公募型見積合わせの参加要件に入札参加資格を有していることを一部義務化するものでございます。先ほどもちよつとご説明したんですけれども、現在

すでに実施しております製造の請負等の公募型見積合わせにつきましては、その参加にあたっては入札参加資格というものが不要とされているところなんですけれども、業務委託契約での試行にあたりまして、こちらの表に記載してあります案件につきまして、契約の相手方の適切な選定、県の施策の推進のために入札参加資格を有していることを義務化していくというものでございます。こちら清掃、警備、消防設備点検、電気保安管理業務につきましては、予定価格 30 万円超の業務で、また製造の請負、物件の買入れにつきましては、100 万円以上の業務でそれぞれ入札参加資格を有していることを求める予定でございます。いずれも対象となる件数は 100 件程度を見込んでいるところでございます。

3 のスケジュールについてでございますけれども、先ほど説明しました 3 点の試行内容につきましては、今年度 1 月以降の来年度予算に係る長期継続契約等の案件から試行を開始する予定でございます。

1 枚おめくりいただいて 6 ページをご覧くださいと思います。上の表は先ほどご説明したとおりでございますけれども、下の表が 1 月以降の契約方式の概要でございます、上がこれまでの契約方式、下が 1 月以降の方式でございます。下の表の網かけになっている部分、こちらが試行により変更させていただきまして、行わせていただきたい部分でございます。公募型見積合わせの拡大試行等についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○碓井会長

はい、どうもありがとうございました。只今ご説明いただきました「公募型見積合わせの拡大試行等」につきまして、ご質問やご意見があればお願いいたします。

吉野委員。

○吉野委員

これまでの状況を含めて通常の見積合わせについてお伺いしたいのですが、これまでは業者の選定については、発注者の任意で決めていたのですか。言葉が悪いですが、恣意的に決めるということもあり得たかと思います。それから選定基準は何もなかったのでしょうか。その辺りちょっと教えていただきたいと思います。

○碓井会長

それでは従来の通常の見積合わせについてのご質問です。

○事務局

通常の見積合わせについてなんですけれども、先ほどもちょっとご説明したのですが、今回、試行の対象としております 30 万円超の案件につきましては、通常の手続きに加えまして、請負人等選定委員会という委員会の中で相手方の選定について、承認していただくという手続きがありまして、その中で定めてきたところでございます。県の組織ではあるのですが、そちらの中で相手方については選定してきたというところでございます。

○碓井会長

今の点について私から質問があります。あるいはお答えできないことなのかもしれません。長野県は指名競争入札やっていないですね。で、ほかの公共団体は指名競争入札を依然としてしている。そうすると、どういう基準で指名をするかということが問題になるのですが。その場合に、おそらく、吉野委員のおっしゃられるような、何のルールも、好き勝手に指名をして良いというのではなくて、内部的には一定のルールで、私が知りうるのところでは、例えば、一覧の表ができていまして、それを何番目ごとに拾っていくとかと、色々なやり方があるのでしょうか、つまり、その時々発注者の恣意的にやるのではなく、一定ルールを作ってやっているということなのですが、この従来型の通常の見積合わせの場合も似たようなことを選定委員会でやっておられるのでしょうか。それとも、そのときに声の強い人の意見が通って選定されていくのか、ちょっと聞きにくい質問なのですが。どうぞ。

○事務局

正直申し上げまして、各選定委員会の中の基準というものは公開されておりませんので、各発注機関でどのような基準を使ってやっているのかということまで、すべては承知しておりません。私の知っている限りでお答えしますが、建設工事では十数年前に指名競争入札でやっていた時には、応札可能な業者さんの技術力ですとか、あるいは本社の所在地などを、あとは実績等勘案しまして一定数の業者の皆さんを指名していたと思います。業者数的には当時の基準で10者というものがあつたように記憶しております。工事の性質にもよりますが、それらの条件に合う、業者数10者程度を確保するというかたちで、指名していたと思います。建設工事以外の、今審議をお願いしております随意契約の部分につきましては、基準とすれば2者以上、複数の業者を選定するということが、規則で決まっておりますので、これは絶対クリアするというところでございます。それ以上の部分につきましては、業務の性質とかに応じまして可能な業者数をその委員会の中で選んでおり、そもそもこの随意契約の部分は額が小さいものがほとんどですので、2者以上、2者から5者くらいの間でやっていたのではないのかなと想像をしております。

○碓井会長

柳澤委員、何かご発言しそうですが。

○柳澤委員

それと関連するのかなと思って、実は事前にこの書面を見たときに考えたのですが。6ページ一番上の表を見ますと、通常の見積合わせのときには選定した事業者の方に対してというかたちで、依頼をしてやっている、ところが今度は一定の要件を満たす全事業者が対象ということになりますから、もしかしたら同じことの表裏かなと見ていたのですが、今度新しい公募型見積合わせの一定の要件を満たす全事業者、一定の要件というのはどういったことを念頭に置かれたのか、こういうふうにお聞きすればいいのかなと思うのですが。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

一定の要件というところについてなんですけれども、こちらについては、例えばなんですけれども、県のほうで入札参加資格という制度があるのですけれども、そちらのほうで参加停止になっていない方であるとか、あるいはまた見積合わせ自体の参加停止という制度を設けておりますので、そちらでも停止になっていない方、都道府県税等の税金の滞納のない方であるとか、暴力団関係者ではないとか、あとは案件によるところになってくるかと思うのですけれども、法定の資格が必要のものであれば法定の資格保有している事業者であるとか、そういったところが考えられるところとして、加えまして、こちらの試行の中にもあるのですけれども、地域要件、事業者の事業所の所在地要件、そういったものが加わってくるところになってくるかとは思われます。

○碓井会長

そうしますと、一定の基準というのは、最終的にはこれからお決めになるということですね。その一定の基準は誰がどの段階で決めることなのですか。

○事務局

この公募型見積合わせの見積書提出依頼の一定の要件というものにつきましては、先ほどご説明した選定委員会という中でお決めいただくようなところを考えているところではあります。

○碓井会長

そうですか、そうすると、それはこの公告をする際に示されるわけですね。

○事務局

そうです。

○碓井会長

それじゃ、後日、各選定委員会がどのような要件を求めていたかという、実施結果のご報告をいただければ、私どもが検討の対象にできると思います。柳澤委員そのようなやり方でよろしいですか。

○柳澤委員

お願いいたします。

○碓井会長

これは公告するのですから、差し支えないことですね。オープンになりますので。はい、どうぞ。

○事務局

ご指摘のとおり、要件につきましては公告の中ですべて記載した中でやるというのが原則です。私どものその他の契約という部類に入る契約ですけど、建設工事のように一つの枠の中に入るようなものではなく、いろんな種類のものがあるものですから、一概に一方的にすべての物をこの基準でというのはなかなか言いにくい部分がございます。ですので、その辺りについては試行する中でやっていきたいと思っております。まず、大原則としましては、一定の競争性を確保できる中でそういった要件、あるいは地域要件等を定めてやるということが基本と考えております。

○碓井会長

ほかに。
堀越委員さん。

○堀越委員

地域要件設定基準の導入のところなのですが、この部分については地域要件を適用しないものとするというふうになっています。具体的にどのようなものが想定できるのか教えていただきたいことと、それから、履行可能な県内事業者が少なくというふうにあります、その少ないというのはどこの基準で判断していくのか等々その地域要件を適用しないものについてのきちんとした基準が明文化されているのかどうかというところが大きな質問の1点です。

それから2点目といたしまして、入札参加資格を付けるということについては、ご説明いただきましたが、その予定価格の基準を30万円超と区切ったその基準がどういったところで出てきているのかその大きく2点教えてください。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

まず、1点目、地域要件設定基準で地域要件を設定しない場合の特殊な案件がどういったものかというところなんですけれども、今回義務的に対象としようとしているものの中には、そういった案件はおそらくないのではないかと考えているところなんです、発注機関が特に必要と認めた案件等の中で、専門的な調査のようなもので考えられるものがあるならば、地域要件を外していくというところなんです。その判断基準については、履行可能な県内業者が少なくという辺りも関わってくる部分かと思うのですが、具体的な数字というところがちょっと明確にはないところで、発注機関のご判断ということにはなるのですけれども、数者等、県内に限ってしまうと少ないということであれば、それを外していただくということになってくるかと思われま。

もう1点、明文化されたものがあるかということなのですが、明文になっているものはないところではあります。

もう1点、参加要件への入札参加資格の一部義務化についてなんですけれども、こちら予定価格30万円超にさせていただいた理由なんですけれども、1点が先ほどもご説明しているところなのですが、30万円超の案件につきましては、選定委員会にかけるなどして、透明性、公平性の確保がより強く求められているというところがありまして、そういった中でより適切な相手方を選定するというところで、入札参加資格をお持ちの方にご参加していただくのが適当ではないかというところもあり、この金額を設定させていただいたところでございます。また、今回試行というところもありますので、件数的な面でおおよそ100件程度というところがあって、試行の対象としては適当ではないかというところがあってこの金額にしたところでございます。

○碓井会長
堀越委員

○堀越委員

まず、1点目のほうなんですけれども、履行可能な県内業者が少ない場合、数者あってもそれが少ないということで外してしまうというようにも今受け止められたのですが、そういったことなのでしょうか。

○事務局

そのようにお考えいただければと、最終的に発注機関のご判断ということになるとは思ってはおりますけれども。

○碓井会長
堀越委員、どうぞ。

○堀越委員

わかりました。それから、30万円超というのは選定委員会で、30万円超のものについては、透明性なども必要とするというところから、その金額で切ったということですか。30万円超で区切ることによる対象見込み件数が100件くらいあるというところから試行期間としては適当であるというところは話がわかるのですけれども。

○事務局

お手元にお配りしていますファイルの63ページになりますけれども、そちらが先ほどからご説明させていただいています請負人等選定委員会、正確には長野県建設工事等請負人等選定委員会というものなんですけれども、1枚おめくりいただいて64ページになると表があるのですが、こちらが一番右のところ、管理その他の委託契約に係るものということで、委員会にかける金額がそれぞれ決まっております、その中で一番下のカの委員会というところに予定価格30万円超100万円未満のものと、30万円を超えるものから委員会にはかけるということ、こちらで定められているものでして、こちらからその金額というのは引いてきたようなところがございます。

○碓井会長

堀越委員よろしいでしょうか。
ほかに。渡辺委員。

○渡辺委員

いくつかあるので1つずつお聞きします。まず公募型見積合わせの拡大試行等についてとありますが、細かいことで申し訳ございません「等」はどのような意味でしょうか。

○碓井会長

お願いします。

○事務局

「等」についてなんですけれども。概要及び目的に記載してある①というところが拡大の試行ということになってくるかと思うのですけれども、付随しまして地域要件の設定基準を導入すること、また入札参加資格を一部義務化することというのを一緒に行いたいと思っておりますので「等」という言葉を使わせていただいたところでございます。

○渡辺委員

イの内容の3つがあるとわかりました。それから、拡大試行の試行ですけれども、試行するということは何かを検証するためにやると思うのです。それは概要及び目的に3つあります。これらが図られるかどうかということを確認する意味で「試行」だとそういう理解でいるのですが、2番と3番で2番が地域事業者の受注機会が確保できたかどうかということなのですが、これは先ほどブロック別とか件数をカウントして導入前と後を比較すればわかるのかなと思います。それから3番も社会保険加入が促進されたと、新たに社会保険に加入された企業の件数とか導入前と後の比較を提示いただくことになろうかと思えます。で、問題1番なのですが、この競争性、ここにも「等」があるのですが、競争性等が確保できたかどうかということ具体的にどのように判定したらよいのかなというところをお聞きしたい。

○事務局

競争性等確保するという部分なのですが、どのように確保できたかということ判定するかについては、それを図るための基準としては参加者数等があるのかなと思ひまして、その辺りの件数が具体的にこういう制度を行ったところでどの程度になるのかというところを見させていただきまして、地域要件とも関わってくる部分ではあるかと思うのですけれども、それがあまりにも少ない、あるいは多すぎて逆に過度の競争を招いてしまうということもあるのかなのか、そういったところも含めて検証させていただきたいところではございます。

○渡辺委員

その辺りなのですが、多いとか少ないと言われましたけれども、具体的に資料の2

の内容の（２）のところもそうなのですが、一定基準とか、それから（イ）のところ先ほどありましたけど、県内事業者少なくとありますが、検証するためには具体的に何者以上なのかとか、何者以下は少ないとするとか、参加者が何者以上だったら競争性確保できたいな具体的な数字というものも持っていないと実際検証できないと思うのですが、その辺りのお考えがあるでしょうか。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

前回の審議会で、昨年度の製造の請負等の入札状況の数値を報告させていただきました。これを少し思い返していただきたいのですが、これら建設工事以外の入札の状況を見ますと、平均応札者数が28年度は2.5者です。そして平均落札率は81.3%という数字でございます。建設工事に比べると応札者数は非常に少ないですけれども、その中において平均落札率は81%という数字になっております。これらをどう評価するかという話もあるんですけども、結果として、例えば応札者数がこれに対してどうなるか、平均落札率がどうなるかということも、見ることは必要ですが、それだけをもって、議論するということはなかなか難しい面もあるのかなと思っています。先ほど建設工事のほうでありましたけれども、今行われている随意契約というのは、発注者側で指名と同じようなかたちで選んで札を入れていただいている。それに対して今度は一定の条件の要件だけを示して自由に参加いただく、ここが抜本的に違うところであり、その結果、むしろ見積を出してくる皆さんのメンバーが変わってくるのかどうか、そのへんが一番の見どころではないかと思っています。ですから、今まではそういう業務をやりたくても、見積依頼が来なければ参加できなかったわけです。あるいは逆に特に興味はないんだけど、見積依頼が来てということも一方ではあったかと思しますので、そのへんのメンバーがどう変わってくるか。その結果、競争というのが、20者いれぱうんと競争激しくて、2者だったら競争がないのかという点、必ずしもそうではなくて、誰が入ってくるかわからないという状況があれば、そこには競争性があるというふうに私は考えております。そのような状況を勘案しながら、試行の結果はまた検証していきたいと思っています。

○碓井会長

渡辺委員、いいですか。

○渡辺委員

今単純に何者というふうには割り切れないということですよ。ですので、その目に見えていない部分をできるだけ客観的に評価基準、物差し、尺度というものをわかりやすいかたちで、ここでは割愛されているだけだと思いますので、誰が見ても競争性が確保されたということがわかるようなデータを出していただくようにしていただければと思います。

○碓井会長

私から発言させていただきます。仕事を増やすようですが、先ほどから色々な基準が、発注機関の選定委員会の判断に委ねられるのですが、ところがその発注機関というのが、長野県の場合には分散型になっているわけですね。分散型になっていると、その地域の事情が非常に異なってくるわけです。だから例えば私たちの審議会でその基準について諮問を受けて、議論するというのは、統一的な基準なんてなかなかできにくい、競争性とか数字については。そこでこれは大変仕事を増やすようですが、発注機関はどういう考え方でそういう判断を下したかってことを事後的でいいですから、試行ですから、きちんと出していただくと。それは県の職員の方に負担を求めることにはなりますが、やはり、そういうことを踏んでいかないと議論というか、きちんと進んでいかない。

試みだから、その程度のことはしたほうがいいのかなど。すべて選定委員会に丸投げであとはこの抽象的には行っていますと言われても我々議論のしようがないのでお願いします。

ほかにいかがでしょう、野本委員。

○野本委員

初歩的な質問でちょっと恐縮なのですが、入札参加資格というのは、入札の都度、要件を満たしているかどうかということをお届けののでしょうか。それとも私の職場でも長野県とか長野市に入札について2年に1回登録して、1年たったときに更新する、登記簿謄本とか財務書類を提出するなどしていますけど、そういうのと同じなのでしょうか。

○事務局

入札参加資格につきましては、2年に一度、ご提出いただき、県のほうで登録している制度がありますので、そちらにご登録いただいているものが、入札参加資格ということになってございます。

○野本委員

では、この公募型見積合わせにおいて、あらかじめ届けてある条件を見て、入札に参加したい人がその条件を満たしているかどうかということ、その都度検討するとそういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局

入札参加資格を有していられるかどうかは、そのご登録を確認させていただきます。併せて見積合わせの公告の都度、例えば先ほど言った地域要件であるとか、あるいは法定の何らかの資格持っていられるかどうか、そういったものを提示させていただきまして、それは毎回確認させていただくというようなかたちになってくるということでございます。

○野本委員

ありがとうございます。

○碓井会長
ほかに。
堀越委員。

○堀越委員。

話を元に戻してしまっても大変申し訳ないのですが、競争性等の確保の件につきまして、先ほど事務局は2.3者でもそれは競争性があるというような説明をされたと思うのですが、先ほどの地域要件を適用しない部分において、県内事業者が少ないということについて、事業者が2.3者となると、それは地域要件が外れるかなというようなこともあったのですが、そのような誤解も出るといけないので、きちんと地域要件を適用しない部分については何らかの一定の線引きをきちんと明確にさせていただいたほうがいいかなと思います。

○碓井会長
事務局お願いします。

○事務局

少し説明が足りませんでした。私が2.3者でも競争性があると言ったのは、結果として、応札をした人が2.3者であってもという意味でございまして、参加できる可能性があるのが2.3者でそれで競争性のある要件かといわれると、委員のおっしゃるとおりだと思います。

○堀越委員

県内事業者を育てていくということも一つの責任がありますので、県内事業者を排除という言葉は悪いと思いますので、地域要件を適用しないということはやはり明確にさせていただきたいと思います。やはり県内事業者を育てていくということは大切だということを念頭に置いてやっていくべきと思っていますので。

○事務局
ありがとうございます。そのように考えております。

○碓井会長

ちょっと私から。今回の公募型見積合わせというのは限りなく一般競争入札に近いですね。競争的随意契約というべきものですよね。どこが違うのかと考えると、それぞれの見積書を出していただいたあとの処理が一般競争入札の場合と違うのかなと。一般競争入札の場合だと開札結果をきちんと示すわけですね。ですから落札率ははっきりするようになる。公募型見積合わせでは後のことはどうなっているのですか。それはすべて発注機関の中に留められるのか、そこだけちょっと確認させてください。

○事務局

公募型見積合わせにおきましては、現在実施している物件の買入れ等もそうなんですけれども、見積を提出していただいた結果については、ホームページで公表することを考えているところでございます。その相手方の決め方についても基本的には最低価格で見積を出していただいた方に決めると考えているところでございます。

○碓井会長

最後に私から。これは付け加えでのお願いですが、冒頭に問題になった通常の見積合わせというのは、それぞれの発注機関の選定委員会でやっている、それは闇の中なのですよ、私たちからすれば。その点については、契約・検査課が全体を一応とりまとめているとすれば、どういうやり方をしているかということをもまず把握していただいて、私たち委員会としてもそこに改善すべき点がないかどうかというのは、今後いずれかの機会に議論する必要があるはしないかと思っておりますので、お願いいたします。仕事ばかり増やして申し訳ありません。

それでは、ご提案いただいている「公募型見積合わせ拡大試行等について」試行するというところでよろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

(2) 報告事項

ア 県発注工事における週休二日の実施について

○碓井会長

それでは次、3(2)のア、「県発注工事における週休二日の実施について」を取り上げたいと思います。まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

資料の7ページ、資料3をご覧ください。県は建設工事の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手の確保に資することを目的に「県発注工事における週休二日の実施」に取り組んでまいります。長野県ではこれまで建設業における週休二日を推進するため、週休二日を確保するモデル工事と週休二日を実施する企業を評価する総合評価落札方式を実施してまいりました。今回の週休二日の確保拡大に向けて、県が発注するすべての工事において週休二日の実施を受注者さんが希望する場合、次の取組を行っていくということで、2番の取組内容についてご説明します。

まず、受注者の方には週休二日の実施を希望する場合には、工事着手前に週休二日を考慮した施工計画書を発注者に提出していただきます。そして、発注者は、まず、週休二日を実施する上で必要な工期の設定、それから間接費の負担、そして週休二日の達成度に応じた工事成績の加点を実施していきたいと考えています。なお、週休二日の定義につきましては、資料に記載のとおりでございまして、実施の時期については、来年度、平成30年の4月からの公告案件から実施していきたいと考えています。

次のページをご覧ください。建設工事における週休二日の確保拡大に向けたこれまでの取組状況と今後の取組案をタイムライン的に示したものでございます。なお、一番下の部

分、平成31年度以降のところを見ていただきたいんですが、今回、建設工事における週休二日の実施についての状況を見て、週休二日工事の実績を評価する総合評価落札方式、それから発注者指定型検討してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。只今のご説明につきましてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

はい、小澤委員。

○小澤委員

ご説明ありがとうございました。こちらを行うにあたって8ページの27年度から週休2日を確保する施工のモデル工事をしてきたということで分かりました。それぞれ一定の箇所をこなしているわけなのですけれども、この成果として、本件を行うに値するだろうというようなことが多分出たと思うのです。その結果として、週休2日を可能とする業者がどの程度あるかということの一つ教えていただきたい。あと働き方改革では、今回各産業がそうなのですが、休みを入れたり、時間を短縮するためにはスキルアップが大変必要になるという点と、それから協力業者の協力もなければやはりできないということがあります。多分2年間にわたるモデル工事というのは、そのようなところも行ってきたのだろうなというふうに思うのですけれども、その2点を教えていただければと思います。

○碓井会長

事務局お願いいたします。

○事務局

まず、最初のお話ですが、私はモデル工事が専門なのでそちらの説明をさせていただきたいと思います。

資料の7ページの一番下4番のところに、これまでの対策ということで、週休二日を確保するモデル工事を平成27年から行ってきていまして、平成27年は35箇所、平成28年66箇所、更に今年は80箇所を目標に今お願いしているところでございますけれども、平成27年、これにつきましては中間報告を以前させていただきましたが、36箇所を試みましたが35箇所でした。97%の実施率であります。昨年度も目標80だったんですけれども、実際取り組んだのが68だったと思います。それで66でこちらも97%ですので、かなり現場の方にも頑張っていただいたかなと思っております。

それと、スキルアップに関してはちょっとわかりませんが、実際の現場の協力会社または下請け会社で現場で働いている方の状況ということだと思いますが、こちらにつきましては、モデル工事においてはアンケート調査を行っております。これについては去年中間報告させていただきましたが、実際には現場が休工でもそのときにほかの現場に行っていたとか、現場事務所で書類整備をしたとかというのが実際にはあったという結果がアンケートでも出てきております。また、経営者の皆さんへのアンケートを昨年度建設業協会さんのご協力の中で、地域を支える建設業検討会議でご報告いただいておりますけれども、そ

ちらでも、利潤の確保と工期と意識改革が必要だというご意見もいただいております。

○碓井会長

よろしいですか。

○小澤委員

ありがとうございました。こういうことが始まったということで、広くPRしていただくことが重要だと思いますので、よろしく願います。

○碓井会長

ほかに。

○奥原委員

お願いと質問なのですがすけれども。まず、お願いは1点でして、今、週休二日のモデル工事を実施していただいております、県のホームページで技術者用と作業員用のアンケートを実施されていますので、できたら次回の審議会の際にその時点での結果を報告していただければと思います。

それから質問ですけれども、1点、県の発注工事において元請け企業さんと下請け業者さんの給与形態について、具体的にどのような形態で、その割合がどうなっているかということをお伺いしたいと思っています。

○碓井会長

事務局で願います。

○事務局

アンケートにつきましてのお話もされました。27年に関してはほぼ中間報告昨年度させていただいたところです。次回改めて新しい結果を含めて報告させていただきたいと思っています。

それと就労状況ということでございますけれども、先ほど申しました経営者の皆様対象に行われたアンケート結果の状況を見させていただきますと、変形労働時間制というのが非常に多いのですけれども、なかなか実態としては厳しいかなというのがありまして、技術者の方、これは現場の代理人さんとか主任者の方ですけれども、会社の就業規則としては技術者の方はおおむね半分くらいが41%、先ほど申し上げた変形労働時間制をもっておられますけれども、完全週休二日制になっている方は7%。完全週休二日以外の4週8休の方は5%、4週7休の方が5%、4週6休の方が32%、大体そんなような感じになっています。次回にご報告させていただければと思います。

○碓井会長

吉野委員。

○吉野委員

この件については、方向性はいいと思うのですが、色々な新聞記事とか、あるいは読者さんの声という中で建設工事の経営者の奥さんから出ていた話なのですが、こういう話については実際のところ大変だとおっしゃっている。それで、お聞きしたいのですけれども、実際の工事ではアンケートでも表に出せない思わぬところでしわ寄せがいく可能性もあると思うのです。それでどう考えたらいいのか、あるいは問題がないのか、これは藏谷委員さんにちょっとお聞きしたいのですけど、よろしくお願いします。

○碓井会長

ご指名ですので、藏谷委員さんお願いします。

○藏谷委員

そんな予感がしました。大変ありがたい制度で建設産業に関わらず全産業でも週休二日制、僕ら4週8休と呼んでいます、プラス祝日ということで、トレンドでありますから大変ありがたい。小澤委員のおっしゃるように生産性の向上とか、それと背中合わせでそれがなくなかなか難しいだろうなということで、前向きな非常にいいテーマだと思います。

今、吉野委員の言葉もありますけれども、私はこれをありがたいと思うのですが、取組内容で例えば具体的に、今県も国も基本的には完全週休二日制、4週8休と呼んでいます、それを鑑みた工期を設定して、私たちに発注をしているという説明をされるのですが、実際の私たち実務の工期は、その工期では週休二日はできません。雨の日もあるいはその作業ができない日も前年の気象条件を鑑みて、それも労働ができない日というふうに取り組みながら設定されているというふうに説明されるのですが、なかなかできないというのは、どこか発注者の工期の設定の計算方式、やり方と、私たち、実務を預かる受注者の工程の組み方にどこか差異があるのではないかと思います。一昨年ぐらいから国土交通省に終わった現場を検証してくださいというお願いをしてあって、まだ結果はいただけていませんが、少しずつそのへんの発注者と受注者の工期の設定の差異に関しての検討もはじめているところでありますが、(1)で、今度私たちが週休二日を実施する場合、施工計画書を提出しなさいということで、例えば100日の工期で発注された場合、私ども週休二日を行った場合には必要な工期の設定として、あと1週間足りませんよというふうにお願いしたら、100日が107日になるのでしょうかというのが一つ。それからもう一つはそれをやるために1週間分やっぱり工期が延びますので、その分現場経費、共通仮設を含めてリース代あるいは施設の1週間分の費用、あるいは現場に携わる職員の給与等々もプラスアルファになるのでしょうか。これが先ほどアンケートの話が事務局がされたけれども、僕らからすると一番大事なことで営利企業の一つの宿命と思ってお答えいただければありがたいと思います。

○碓井会長

では、事務局お願いいたします。

○事務局

まず、最初の工期の話です。工期につきましては、ここにあります必要な工期の設定というふうにあります、それでも協議をして必要だなということになれば延ばすことも協議として応じるつもりであります。今の現在のモデル工事もそのようなかたちでさせていただいておりますので。それから費用の関係、間接費といっていますけども、これについては共通仮設費と現場管理費の上乗せを考えています。十分かどうかというのはあろうかと思っておりますけどそのように考えております。

○確井会長

はい、蔵谷委員。

○蔵谷委員

協議いただけるということは大変ありがたいのですが、あとのほうの十分かどうかわからないというのが非常に引かかるのだけど、国は共通仮設日 1.02、それから現場管理費が 1.04 というのが基本的な数字ですが、1週間延びるのか1か月延びるのか、1割延びるのか、5%延びるのか、それによってもさっきの経費がだいぶ違ってくるわけです。私が危惧しているのは例えば1割工期が延びますよと、でも発注者は2%しか、国の平均だと4%しか経費を見てくださいという話になると1割工期を延ばした完全週休二日制をやらないで4%までの、月にじゃあ3日土曜日休みましょうかということで、早く竣工させてお引き渡しをさせていただくという経営者なり現場の所長が増えるのではないかと思います。そうすると主旨からして逆行しちゃうかな、もっと極端に言うともったく経費を見てくださいということになってくると週休二日制やらないっていう危惧が増えちゃう、そういうちょっと条件が整わないのにこれやっちゃうと、なんか逆行するような危険度というか危惧を非常に感じるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○確井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

まず、来年度からの工事の工期ですが、発注段階から週休二日対応可能な工期で出させていただきますという予定でおります。今までの工事に比べますと工期は長くなります。準備期間をとった上で、イメージとして言えば、1週間のうち稼働日数は4日間の計算となりますので、従前よりは工期は長くなるかたちになります。すごくザクっとした話申し上げますが。もう1点、蔵谷委員おっしゃられるように、一番危惧されているのはお金のほうだと思うのです。当然私どもは国の動きに準じた積算体系をもっておりますので、国よりも手厚いのがなかなかできないというのがあります。国のほうも協力会社の日給、月給の問題ですとか、そういうところにも課題認識もっておりまして、積算の体系については国レベルでの対応を待たせていただきたいというのが正直なところでございます。

○碓井会長

藏谷委員、よろしいでしょうか。

○藏谷委員

非常に的確に対応いただけると、室長を信じてついていきます。よろしくお願ひいたします。それから吉野委員の2つ目の質問で、協力会社云々の話、出ましたけれど、これは私もびっくりしましたけど、元請けさんは99%月給制度であり、賞与もある、普通の産業と同じような給与体系ですが、協力会社さんは7割が日給、月給、もしくは請負制なのです。ということは土日も出勤をして1日も早く現場を上げると次の現場に行けるわけです。そうすると収入になる、あるいは日給月給ですから1日多ければ多いほど日給が増えますから月収が多くなるというのが7割もあるのです。大きな下請けさんから小さな下請けさん1人親方もありますけれども、これを民間の建築を含めてどう対応するかがこれから大きな課題の一つかなと思います。これは私たちだけじゃなくて社会的な問題かなと思います。経済の二重構造と一緒に、僕ら建設業界もそういった下請けさんの給与体系相当やらないと、おかげさまで社会保険はだいぶ進みまして、もう長野県は99%くらいになりましたので。これからは大変なことだと思っていますけど。

○碓井会長

ありがとうございました。

堀越委員。

○堀越委員

今のことに関係してなのですが、これについては、やはり積極的に取り組んでいかないといつになっても前に進んでいかないかなということは感じています。そういう中でやはり今藏谷委員から話がありましたように、実際に現場ではどうなのかということについては、真摯に県のほうも聞き取り調査をして、受け止めていただき、その上でできる方策はきちんと立てていただきたいなと思っています。今ちょっと話も出ましたが、技術労働者は6割、7割以上が日給制であるので、本当に労働者にとってみると収入が減るのではないかという懸念もあり、また協力会社においては、先ほど話が出ました早くに工事を仕上げて次の工事にとりかかりたいというような現状も多々あるわけなのです。そういう中において、建設業においては残業時間、時間外労働の制約が未だ外れている状況ですので、残業時間というのはかなり増えているのではないですか。早く工期を仕上げたいとかそういったことで。となるとやはり、民間企業の経営的なものも圧迫される部分ということもあるかなというところも含めて、どういうふうに対応していったらいいのかということ、もう少し検討してもらえたらなというふうに思っています。

○碓井会長

只今のお話のご意見として伺っておけばいいですか。ほかに。

○藏谷委員

堀越委員おっしゃるとおりで、土日は休むのだけど、その分残業が増えた、10時11時まで現場事務所で電気ついていますと最近労働基準監督署さんからありがたいご指導があります。早く帰りなさいと。臨時国会で法案が通ったらですが、5年間の猶予付きで長時間労働是正ということで、労働基準法が改正されますが、今度5年経つと建設業も三六協定は基本的には使えません。災害あるいは除雪の災害もどきしか適用外にならないので、おっしゃるとおり5年の間に勤務体制等々いろいろ改善をしていかないと法に追いつきません。おっしゃるとおりです。県も国も今やっっているのは例えば書類です。10時11時まで現場動いているのかと、動いていません。暗くなったら基本的には終わりです。あとは現場事務所で書類の整理です。書類の簡素化ということで数年間、もっと言うと二十数年間いろいろ意見交換させてもらったりしています。県の場合は的確に対応していただいて、少しずつそういった意味でのマニュアルを作っていたり、前に進んでいますので、これもありがたいことのひとつだと思っています。

○堀越委員

書類の負担は減ってきているのですか。

○藏谷委員

減っています。減っていますけど、急激にはやっぱり減りません。あと担当官で違います。「なくてもいいんだけど」と言うとかやはり作ります。「見るだけでいいんだよ」といっても作らなくてはいけないのです。最近なくなりましたが、IT関連の電子関連の書類とペーパーと両方作ってくださいという時代があったのです。今は電子関連が増えて良かったのだけど。こういう時代は手間が倍になりますので、いろんな過渡期かなと思います。最近はありがたい、迅速にそういった意見交換等で動いていただいていますのでありがたいです。

○碓井会長

ほかに。

柳澤委員。

○柳澤委員

柳澤でございます。まず、恥を忍んで、なにしろ新人でございますので教えていただきたいことが1つありまして、取組内容の(2)の発注者は間接費の負担をするということですが、直接費と間接費では、この間接費というのは何を意味するのか、ちょっとイメージがわきにくいもので、本当に素人からすれば疑問があります。まず、これを教えていただきたいということ。

2番目として、週休二日を確保するため、今堀越委員も言われたとおり、私なんかはもう当然だというふうに思いました。藏谷委員のお話を聞きますといろいろな事情があるということはわかったのですが、27年、28年、29年ともうこれだけ時間を経てきて、もうそろそろこれは発注方法も発注者指定型でボツとやってもいいのではないかというような気

もするのですが、これもう1年このようにやっていくという理由、今までの話のまとめになるのかもしれませんが、30年度においても発注方法を施工者希望型に留めて進めていくという理由があれば、教えていただければと思います。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

すみません、直接費、間接費の関係でございます。直接費は現場での作業員の方の給料とか資材費、あと機械とかのリース等があります。間接費につきましては、現場を動かしていく、維持していくための間接的な費用がどうしても必要になってきます。現場の事務所とかもありますし、そこでの作業の関係、その関係で共通の仮設費、それと技術者の方の管理費というのがあります。それと会社の利益というもので、そういうものが間接費になります。

○碓井会長

事務局つけ加えてどうですか。

○事務局

直接費と間接費がありまして、間接費の中にもまた、現場管理費、一般管理費とありますので建設工事における金額の体系については次回ペーパーでご説明させていただければ、私の頭の中がちょっとこんがらがっている部分ありますので、説明させていただきたいと思います。それから受注者の希望によって、すべての工事でやりますというのが、今回の大きな取組でございますが、なぜ発注者が指定しないかでございます。それはここまでモデル工事実施してきていまして、先ほど事務局から説明しましたように、モデル工事として設定した工事の中で実際の実施率がそれなりに高うございます。そうした受注者側の意向を尊重したいというのが今回の取組でございます、発注者が義務付けするのではなくて、まず受注者の意思を優先していきたいというのが来年度からの取組になります。その結果、週休二日がなかなかやっていただけないということになってくれば、どういった工事でそういうことが起こりやすいのかを検証した上で、発注者指定型の導入も考えていきたいと考えております。

○碓井会長

ほかに。

野本委員。

○野本委員

次回への要望なのですけれども、直接費と間接費にどんなものがあるかということをおまとめいただくのですが、直接費でも先ほど藏谷委員おっしゃったように、現場に直接関わるものでも機械のリース代などは期間に応じて、例えば休んでいてもかかるものなので、

そこもわかるようにおまとめいただければと思います。

○碓井会長

ほかに。よろしゅうございますか。

渡辺委員。

○渡辺委員

今までのお話と重なるとは思いますけれども、やはり工事の現場における週休二日、あるいは4週8休、どのようなかたちが望ましいのかということ、よく地ならしして進めない、やはり私も先ほど藏谷委員さんおっしゃったことなど、例えば「残業が増えるのではないか」ですとか、それから失礼かもしれませんが、手抜き工事で早く終わろうという、品質に及んでくるのではないかという危惧があります。そうすると元も子もない状況なので、方向性はとてもいいと思いますので、やはりなぜその週休二日が実現できないのかということをよく原因分析し、どうにかたちだったら実現できるのかということをよく地ならしして慎重に進める必要があるのではないかとこのように思います。

○碓井会長

これはよろしいですね。

今のことに関係して8ページ一番下のところで平成31年度以降、実施状況を踏まえ以下の取組を検討という中に発注者指定型というのが入っていますが、これはあくまで以下の取組を検討ということですから、今渡辺委員ご指摘のようなことは十分に考慮に入れて、どういう方向をたどるかは議論する、そういう理解でよろしいわけですね。これがもし発注者として当然突き進むといえ、今言ったような問題出てきてしまいます。

それではだいぶ時間も過ぎておりますので、この議題については、おおむねこのとおりでよろしいということをご了解したということではよろしゅうございましょうか。どうもありがとうございました。

それではだいぶ時間が過ぎておりますので、只今から10分間休憩をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(休 憩)

(2) 「イ 舗装工事における総合評価落札方式（簡易II型）の試行について」

○碓井会長

次、報告事項のイ、「舗装工事における総合評価落札方式（簡易II型）の試行について」を議題といたします。事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

資料の9ページをご覧ください。舗装工事における総合評価落札方式（簡易II型）の試行について、でございます。昨年度の本審議会におきまして、くじ引きについてご意見が

ありまして、建設工事等のくじ引きや発生状況についてご報告をさせていただいてところでございます。まず、建設工事の入札におけるくじ引きの発生状況についてご説明いたします。次のページになりますけれども、10 ページをご覧ください。一番上の折れ線グラフ、工種別くじ引き発生率の推移をご覧ください。近年におきましては、受注希望型競争入札及び総合評価落札方式を含めた全体の 25% でくじ引きが発生している状況でございます。特に舗装につきましては、半数の 50% でくじ引きが発生している状況にあります。真ん中の折れ線グラフ、舗装工事くじ引き発生率の推移をご覧ください。舗装工事の総合評価方式につきましては、くじ引き発生率が 5% 未満で推移しておりますが、舗装工事の受注希望型競争入札におきましては、近年は半数の 50% を超える状況が続いておりまして、昨年度は 64% の発生率になっております。一番下の棒グラフ、舗装工事金額別発注件数（28 年度）をご覧ください。舗装工事における総合評価落札方式及び受注希望型競争入札の 28 年度の金額別の発注状況になります。この表で主に受注希望型競争入札におきましては 3000 万未満の工事に実施しております。総合評価落札方式におきましては、実質的難度が高いほど金額が大きい工事に適用されている状況にあります。

次の 11 ページをご覧ください。参考となりますが、平成 28 年度舗装工事のくじ引き発生状況、建設部の表になります。建設事務所、砂防事務所別の舗装工事におけるくじ引きの発生状況を示しております。地域によりくじ引きの発生率が高い状況、低い状況がありますけれども、受注希望型競争入札でくじ引きの発生率が高い状況がわかります。

9 ページに戻っていただきますようお願いいたします。1 の概要の中段になりますけれども、舗装工事の総合評価落札方式簡易 II 型ですけれども、従来、受注希望型競争入札で行っていた案件につきまして、価格以外の要素も加味して総合的に優位な者を落札者とするものがございます。これによりまして、少しでもくじ引きの減少を図っていきたくと考えております。総合評価落札方式簡易 II 型の試行にあたっては、地域の状況にも配慮いたしまして、評価項目を工事成績、施工体制、地域要件、社会貢献及び技術者配置の 5 項目といたしまして、工事成績は必須といたしまして、その他 4 項目のうち 2 項目を選択して実施を提案させていただいております。評価項目の内容になりますけれども、2 番試行内容の（1）の表をご覧ください。まず 1 の工事成績につきましては、通常の評価方式で行っておりますけれども工事成績の考え方と同様でございます。配点は 2 点としております。②の施工体制については、舗装工事について直営でできる者、直営とはアスファルトフィニッシャーの運転技能者を自社で雇用し、かつ対象工事に従事することです。またアスファルトフィニッシャーを自社で保有する者、これにつきましては、アスファルトフィニッシャーを自社で保有し、かつ対象工事で稼働することとしております。いずれかを選択いたします。③の地域要件についてですが、対象工事内と同一の市町村等に本社がある者、または対象工事の近隣での工事成績を有する者のいずれかを選択いたします。④の社会貢献については、長野県または長野県内市町村の道路除雪の契約実績を有する者、または県の小規模補修当番登録、または小規模維持補修を契約している者のいずれかを選択いたします。⑤の技術者配置につきましては、主任技術者を選任で配置する場合、または主任技術者に若手技術者 40 歳未満を配置する場合のいずれかを選択いたします。選択項目の②から⑤につきましては、各 2 点配点とし、2 項目選択で 4 点としております。今ご説明させていただきました価格以外の評価点を 6 点といたしまして、価格点と合わせた総合評価点で最も

優位なものを落札者とさせていただきます。(2) 番の対象工事でございますけれども、受注希望型競争入札で予定されております舗装工事 3000 万未満のうち半数程度の試行を予定しているところでございます。3 番の試行開始時期でございますけれども、平成 30 年 1 月 9 日以降の公告案件から予定しているところでございます。説明は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。皆様のご質問ご意見伺う前に、ちょっと確認させていただきます。

受注希望型競争入札と一般の競争入札はどこが違うかということをも、当然のことになります。ご説明いただきたい。それから簡易 II 型となっているのですが、簡易 I 型はどういうものなのか、それともそれはなくて新たに付けたのか、その辺りの前提をご説明よろしく申し上げます。

○事務局

受注希望型競争入札それから総合評価落札方式の違いについてでございます。受注希望型競争入札につきましては、基本的には価格のみで応札、落札いたしまして、一番安価なものを契約というかたちにしていただいているところでございます。総合評価方式につきましては価格以外の要素を評価点として加えまして、価格点と合わせて優位なものを落札者とさせていただきますところではございます。

○碓井会長

すみません、それで本当に受注希望型を説明したことになりますか。確かに価格云々というのはそのとおりですが、もっとポイントになるところあるのではないですか。受注希望型という以上。

○事務局

それではちょっと補足して説明させていただきます。受注希望型方式は制限付き一般競争入札でして、落札候補者が決まってから要件を確認していくというのが受注希望型競争入札になります。

○碓井会長

あとで資格を審査するのですか。

○事務局

そうですね。

それから簡易 II 型についてなんですけれども、今やっている通常の総合評価落札方式は簡易型というものでございまして、その簡易型のなにか項目を減らしたので簡易 II 型というようなことで名前を付けさせていただいております。

○碓井会長

その名称がいいか、なんとなく気になります。単なる簡易型なのか、それとも簡易型に2つの種類があるのかということです。

○事務局

通常やっているのが簡易型と呼んでおりますので、それと区別するために簡易 II 型という名称を付けさせていただいております。

○碓井会長

簡易度を高めているわけですか。

○事務局

そうですね。通常ですと10項目くらい簡易型であるのですが、それを3項目に絞っているということで簡易 II 型としています。

○碓井会長

あまり外観的な質問していてもいけない、じゃあどうぞ委員の皆さんほかにご質問お願いします。

吉野委員。

○吉野委員

一つお伺いしたいのですけれども、表を見てみますと舗装工事がずば抜けてくじ引きが多いのです。この主たる要因は何だと思っていらっしゃいますか。

○碓井会長

はい、事務局お願いします。

○事務局

舗装につきましては、いわゆる積算内容が公表されておりますので、応札者の皆さん、積算の精度が非常に高いものでございますので価格として同額の応札が多い状況でございまして、結果としてくじ引きが多く発生しているという状況でございます。

○吉野委員

ということは、誰が見ても舗装工事については、大体価格が推定されると、そういうことですか。

○事務局

工種の舗装につきましては、一定のものとする事で価格が想定しやすいということでくじ引きが発生しやすいと、とび土工、土木一式については工種が多様に存在しますので、その中で価格付帯については分かれてきますのでくじ引きが発生というのはこの表のお

りということになります。

○碓井会長

一定の水準のものに面積かければ出てしまうだろうと単純にはそんなようなことですかね。

吉野委員よろしいですか。

じゃあ柳澤委員。

○柳澤委員

そもそも論を教えてくださいたいのですが。舗装工事の場合、近年くじ引きが発生する確率が非常に高くなってきていて、常態化しているということが問題視されているのですが、それでもくじ引きでやっていけば平等にこれを割り振られて集中することもないわけですので、くじ引きではいけないというそもそもの理由、そこをもう少し教えていただければ得心がいくので、その辺りのそもそもの論理を教えてくださいたい、なぜそれがいけないのかという点です。それから施工内容の簡易型の評価項目について、ちょっと教えてほしいのですが、5番目の技術者配置の項目に、主任技術者に若手技術者40歳未満を配置するということが2ポイントの点数になるのですが、若手を高く評価する理由、逆に言えばお年寄りを高く評価しない理由ともなるのでしょうか、なぜ若手が評価されるのかなど、ちょっと理由を教えてくださいたいと思います。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

それでは私のほうからお答えいたします。まず基本的に入札の際に価格が同額でくじ引きで最終的に落札者を決めるという手続きは自治法で認められている手続きでございます。ただ、現状を見ますと2件に1件以上がくじ引きになっている、あるいはくじ引きになってくじを引かれる方が何十者といらっしゃる、これは正直申し上げて入札と言えるのかというところからスタートしておりまして、これでは抽選会と同じだろうということで何らかの手を打つべきだというのが我々の判断でございます。価格だけで決まらないのであれば、他の要素、要するに県民の皆さんに代わって工事出させていただいているわけなんです、県民の目線に立って考えれば、例えばよりその現場に近い人のほうがいいんじゃないかとか、成績がいい企業がいいんじゃないかとか、そういった観点で拾ってきたのがこういった項目になっております。舗装工事でございますので、土木一式工事や建築維持工事とは違いまして、ある意味専門工事業でもございますので、直営施工、あるいはアスファルトフィニッシャーの保有といった機械の面もその評価項目の候補の一つに入れさせていただいているところでございます。

2つ目のご質問で⑤の若手技術者の関係でございます。これは今、建設産業において平均年齢が実は上がってきておりまして、将来にわたる担い手の確保というものが大きな課題になっております。そういった観点からできるだけ若い世代の雇用を後押ししたいとい

う意味を込めまして、この⑤のうちの2つ目の若手技術者配置を加点するというのも選択項目に入れさせていただいたところでございます。

○碓井会長

はい。野本委員どうぞ。

○野本委員

3つほどありまして、10 ページですが、前にもしかしたらご説明いただいていたかもしれないのですが、同じ価格帯で受注希望と総合評価が混在している、これはどういった条件で対象となる工事を分けているのかということが1点でございます。もう1点が9 ページで、どれも評点が2点で特に2から5については選択できるということで、どれかには当てはまるのではないかというような想像を立てれば、これで差が出るのかどうか、どこもかしこも2から5では4点になってしまうのではないかというような想像も出てくるので、実態はどうかということをお聞きしたいこと。もう一つはくじ引きで当たった業者さんが次回もまた応札してくじ引きになった、そのときにくじ引きには参加できるのかどうか、そこを教えていただきたいと思えます。

○碓井会長

はい、お願いします。

○事務局

10 ページの舗装工事の金額別発注件数で受注希望と総合評価が混在している部分でございますけれども、総合評価につきましては比較的金額が高いもの、それから技術的難度が高いものということで、採用している部分がございますので、この混在している部分では総合評価を採用したものについては、そういった理由で総合評価を採用している部分がございます。それから評価内容の部分で差が出るかどうかという部分でございますけれども、地域によって状況が異なる部分がございますので、その状況を踏まえて発注者のほうで選択をするということもございます。具体的には②番の施工体制ということで、アスファルトフィニッシャーが保有していない管内もございまして、こういったところにその評価点を加えても差がつかないということもございまして、発注者の中で選択をして付けていくということもございまして、いずれにしても同額のことを何らかのかたちで評価をしていくということで、この選択の中でさせていただくということもご提案をさせていただきます。

○碓井会長

今のお答えで本当に野本委員に答えたことになるのか。みんな満点になるのではないかという懸念、大丈夫ですか。

○事務局

実は前回までに委託業務で簡易Ⅱ型を導入させていただいて、そちらをもう少しこんな

に大きく2点またゼロ点というかたちではなくて、途中いくつかの階層で差がつくようになっていました。実は舗装工事で同様のことを考えたんですが、なかなか難しく正直いって、6点、4点、2点、ゼロ点というそういうパターンは十分あり得るかなと、まず試行でございますので、価格以外の要素を組み入れてこういったかたちでやったときに、こういったかたちになるか、そこらへんも検証させていただきたいというのが1点と。少なくともくじを引かれる方の数が減るだろうと。より絞ったかたちの中での最終的にはくじ引きになるんじゃないかということで、そういった面も期待しているところでございます。それから3つ目のご質問で、すみません、くじ引きで落札された方がもう一回次の案件で参加できるかですが、あくまでも工事は1つ目2つ目の間に因果関係がある場合については1抜けという方式を取ります。1つ目の受注者は2つ目には参加できないということはやりますが、くじに一回当たったから次はくじなしよ、というかたちにはしてございません。運のいい方は2回続けてくじで落札される場合はあり得ます。

○碓井会長
ほかに。
渡辺委員。

○渡辺委員
平成23年から平成28年まで特に舗装工事はくじ引き発生率も増えてきておりますけれども、平成23年と28年の入札環境に何か大きな違いというものはあるのでしょうか。

○碓井会長
事務局お願いします。

○事務局
明確な違いというのではないというのが正直なところでございますが、工事全般でいえることは平成23年、24年くらいが労務単価が一番安かった時代だと思います。平成23年、24年以降労務単価は私たちの設計価格でございますが、上がってきているというのは工事全般について言えることでございます。それからやはり積算の透明化というのはだいたい進んできておまして、平成23年が非常にわかりにくかったかということ、そうでもないような気もするんですが、全体として私どもの積算はできるだけ透明化してきたという背景もございます。そのほか、受注者側でのいろいろな動きもおそらくあるのではないかと考えられますので、もし藏谷委員さんなんかありましたら。

○碓井会長
藏谷委員さん。

○藏谷委員
受注者側の動きという表現、ちょっとわからないのですが、公明正大でございますから。一番は先ほどの吉野先生の質問もそうだけど、ソフトが進歩している、ソフトでみんな

な入れますから。それからもう一つは各企業のデータの蓄積がすごい。この工事は過去に何%で入っているかなというのはみんなデータでわかりますから。先ほど26者同札だった、同じ札、8者10者当たり前ですよ。それぞれの企業が受注努力でデータが相当進んでいるということです。職種も少ないからやっぱり把握しやすいのです、ほかの工事に比べると。

○渡辺委員

わかりました。ありがとうございます。それでもう1つなのですが、この試行によってくじ引き率が下がるということは、もちろん期待されるわけですが、一応目標として何%くらいを目指していくのか、ということを決めておいたほうがやはりあとの検証の意味でもいいと思うのでぜひ具体的な数字を今あれば教えていただきたいと思います。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

すみません、特に目標は設定しなかったのですが、事務方から今の半分を目標にしますといっていますので、一応そんな目安でいきたいとは思っています。

○碓井会長

ほかにありますか。奥原委員。

○奥原委員

評価される項目内容についてですけれども、例えば、施工でアスファルトフィニッシャーを自社で保有しているとか、近隣で工事実績を有しているとか、要するに実績があるとか大手企業さんに有利なことが積み重なってこないようにご配慮いただければいいかなと思います。中小の企業さんにも受注機会を与えられるようなことも並行して考えていただければと思います。

○碓井会長

事務局でコメントありますか。

○事務局

基本的に②から⑤のうち2項目を小項目単位で2項目になるんですが、選択するわけなんですけど、まず、固定化させないようにしたいと思っています。同じパターンの組み合わせにばかりにならないようにしたいと思っています。そういう中で、舗装ですので専門的なスキルを持った会社が受注しやすいというのが1つかなというふうには思っていますので、会社の規模というよりはその得意分野をある程度引き出せるような結果になればよりよろしいかなというふうには思っています。

○碓井会長

先ほど、藏谷委員さん

○藏谷委員

確認を含めて。先ほどのコンサルの簡易型を採用されて、くじ引きは、どのくらい減りましたか。6割7割ぐらいだったでしょう、くじ引き。

○事務局

導入前は7割程度ですね。導入した結果については、今9月末現在なのですけれども大体32%に減っております。約半数くらいにくじ引きが減っているというような状況です。

○碓井会長

ほかに。

○藏谷委員

もう一つ、項目の選択は発注の出先機関が行うということでもいいでしょうか。

○事務局

地域の実情を踏まえまして、各発注機関が案件ごとに定めていくというようなかたちにしたいと思います。

○藏谷委員

最大が4だから、②から⑤までのうち2つの項目を出先機関が選択をして、私たちに公告していただけると。

○事務局

そうです。

○藏谷委員

ちょっと細かいのですが、先ほどの施工体制の項目について、オペレーターも含めて直営、自社の雇用契約をしている社員であることと、それからアスファルトフィニッシャーは飾り物で動かないやつはだめで、ちゃんとそれを使わなければだめだと、その辺りをちゃんとわかっておられて嬉しいですね。それからもう一つは対象工事の近隣とありますが、近隣の定義は隣接している市町村という意味でいいのでしょうか、それとも他に何かあるのでしょうか、それを一つ。それから工事实績は何年から有効になるのでしょうか。これだけちょっと教えてください。

○事務局

工事实績ですけれども、通常のそこの評価と一緒に15年を考えております。あとまた近隣の考え方なんですけれども、これは各事務所にあろうかと思うんですけれども、その市

町村を含んだ近隣、それが管内で2つになるのか3つになるのかというようなかたちになるかと思えます。あと同一路線というようなことで考えております。

○蔵谷委員

舗装ですから、舗装関係のエリアによって色々な捉え方を出先機関が的確に行うということですね。

○事務局

そのとおりでございます。

○蔵谷委員

わかりました。ありがたいので1年か1年半くらい前にお願いしたのです。先ほど柳澤先生がおっしゃったけど、うちの顧問弁護士に聞いたのです。これは入札工事でしょうかと、そうしたら顧問弁護士は最初からくじ引きになるだろうなと思って応札するのは法違反になる可能性があるとおっしゃった。ということで迅速に改善にいただいてありがたく思います。よろしくお願ひします。

○碓井会長

ほかに何か。よろしゅうございますか。だいたひご質問やご意見を頂戴しましたが、おおむねこのとおりのご報告をいただいて、それも了承ということなのですが、ご報告いただいたとおりとさせていただきます。

ウ 建設工事の落札状況について

○碓井会長

続きまして、報告事項が続きますが、ウ、「建設工事の落札状況について」事務局からご報告をお願いします。

○事務局

資料の5、12ページをご覧ください。建設工事の落札率につきまして、平成17年度以降の推移を示した表及びグラフになります。グラフにおきまして、白抜きの四角が全国平均を、白抜きの三角が隣接8県、黒丸が長野県の落札率の推移を示しております。長野県と全国平均を比較しますと、平成17年度には、10%以上の開きがありましたが、失格基準価格の見直しなどによりまして徐々に差は縮まり、平成27年度以降はおおむね同じ水準になっております。一方、隣接8県との差は徐々に縮まってきてはいますが平成28年度で1.8%の差がございます。

続きまして13ページをご覧ください。長野県建設工事落札率の内訳を示したグラフになります。平成16年の12月以降、予定価格2億円を境に失格基準価格の設定を変えて運用してまいりましたが、2億円以上と2億円未満のそれぞれの落札率の推移を示したグラフになります。失格基準価格等の制度の変遷につきましては下に示した表のとおりでござい

ます。平成 28 年度の落札率を比較しますと 2 億円未満が 92.7%に對しまして 2 億円以上が 87.5%となっており 5.2%落札率が低い状況となっております。

また、特例政令の対象となる建設工事、いわゆるWTO案件についてでございますが、平成 17 年度以降、5 件あります。その落札率につきましてはグラフの中で白丸で示しております。平成 29 年度、今年度につきましてもWTO案件 1 件、雨中トンネルというものがございまして、落札候補者の段階ではございますが、その落札率は 75.7%となっております。説明につきましては以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。只今のご報告につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○奥原委員

2 点お願いします。建設工事の落札状況、12 ページですけれども、本県の落札率が全国平均より高い要因は教えていただいたのですけれども、近隣との差はどういう要因か、わかりましたら教えてください。それともう 1 点は、全体の落札率のうち 2 億円未満のケースが多いと思われますけれども、以前 28 年度の第 2 回の審議会でもモデル工事の中間報告を出していただいたりしたのですけれども、請負金額別の割合がわかれば教えていただきたいと思ひます。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

隣接 8 県との落札率の差の理由というか、要因についてですけれども、他県の応札状況を詳細に分析していないため、一概にこうだということはいえないところがあるんですけども、現在他県のほうで公開されている情報を基に、私どもなりに分析をしますと、まず 1 点として長野県は基本的に原則全件一般競争入札を採用しているところですが、隣接 8 県については指名競争入札がまだ、いまだに採用されている案件がございます。その内 8 県のうち 5 県で約半数以上の案件で指名競争入札を採用しているということが、まず理由として考えられるかなと思っております。それともう 1 つですけれども、平均入札参加者数ですけれども、資料の 1 の 3 で私どもの入札について平均参加者数が 10.6 というふうに数字でお示ししておりますが、これに対して隣接 8 県、一部新潟県については非公開ですので状況がわかりませんが、それ以外の県の平均応札者数を見ますと 3 者から 9 者と幅はあるんですけども、いずれにしろ長野県よりも応札者数が少ないという状況から、落札率自体が高いのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○事務局

すみません。それともう一つのご質問ありました。2 億円以上と未満の金額割合ということでございますが、28 年度、先ほど見ていただきました資料の 1 の 3 で、全体の案件数

としましては28年度1759件あるわけなんですけど、このうちの2億円未満になるのが1730件、2億円以上のものが29件ということで、率にしますと2億円以上が1.数%ということで、これは28年度以外の他の年度につきましても1%から2%くらいというのは同じ割合の状況でございます。以上でございます。

○碓井会長

ほかに。よろしいですか。

○奥原委員

2億円未満について資料お持ちでしたらお願いします。

○事務局

2億円未満というか2億円以上含んでの数字になってしまうのですが、約半数、今言った1759件のうち約半数が1960万円未満ですね。予定価格で1960万未満が約半数を占めていると。その内4分の1が900万円未満。1759件のうち4分の1が900万未満、約半数が1960万円未満というかたちになります。約2000万円が中央値というかたちになります。

○碓井会長

よろしいですか。どうぞ。

○奥原委員

もし可能でしたら、28年度の第2回の審議会に27年度のモデル工事の中間報告を金額別出していただいているのですが、そのようなものが出していただけるようでしたら、お願いしたいと思います。

○事務局

それでは、次回にお出ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○碓井会長

ではそのようにお願いします。ほかにご質問やご意見は。それでは、これもご報告を承っておくことにさせていただきます。

エ 清掃業務、警備業務、設備管理業務における賃金実態調査について

○碓井会長

続きまして、エの「清掃業務、警備業務、設備管理業務における賃金実態調査について」事務局からご報告をお願いします。

○事務局

資料6、14ページをご確認いただきたいと思います。例年行っているものでございまして、取組番号76番で、庁舎の清掃業務及び警備業務において適正な賃金の水準を確保するため労働賃金の実態調査を行い最低制限価格制度または、低入札価格調査制度を導入拡大することとしておりまして、また取組番号10番では、より適切な予定価格を設定することを検討するというので、取組として毎年行っているものでございます。目的としましては、賃金の実態調査を行いまして、適切な予定価格の設定ですとか、最低制限価格の設定の基礎資料とすることとしております。2番目としまして、調査対象業務でございます。競争入札による予定価格100万円以上の平成29年度の清掃業務45施設、警備業務16施設、設備管理業務11施設の委託を対象としてございます。調査期間は5月31日を含む1か月間を対象として調査を実施してございます。調査の回答状況でございますけれども、清掃業務については44箇所、警備業務については16箇所、設備管理については10箇所でございます。(2)番といたしまして、賃金実態調査の結果でございます。清掃員、警備員、設備管理員それぞれ合わせまして、今年度は225名を対象に調査を行いました。平均年齢、平均勤続年数、就業形態、ここの割合は非正規社員の割合を示しています。給与形態、時給の割合を示しています。平均労働時間について示しています。これらにつきましては表を見ていただきますと、下の括弧書きが平成28年度の結果でございまして、上段の結果と比べまして大きく差がないものと思われるところです。一番右の列、平均賃金についてでございます。清掃員につきましては昨年度平均829円だったものに対しまして、今年度843円の1.6%の増と。警備員につきましては昨年度835円だったものが今年度867円で3.8%増加しております。設備管理員につきましては昨年976円だったものが今年4円下がりまして972円と約0.5%の減少、これらトータルして平均しますと約2%増加したという状況にございました。(3)番の賃金分布の状況をグラフで示したものでございます。清掃業務、警備業務におきましては平均賃金770円の付近に賃金が集中している状況が見られます。設備管理業務につきましてはもう少し高いところで多いところが見られます。続きまして15ページをご覧くださいと思います。これらの清掃員、警備員、設備管理員の平成28年度、29年度の賃金の状況を棒グラフで表しまして、さらに28年29年の最低賃金を書き加えまして、さらに落札率を一緒に表したものでございます。落札率の上昇につきましては、前回お話をさせていただきまして、統一した積算基準の導入ですとか、最低制限価格の導入とかといった入札制度における変更もございまして、落札率も上昇しておりますし、賃金のほうについても落札率の上昇や最低賃金の上昇等に伴いまして、上昇しているという状況が見られるかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○確井会長

どうもありがとうございました。只今のご報告につきましてご質問ご意見がありましたら、はい、堀越委員お願いします。

○堀越委員

この賃金調査をすることによって、今後の予定価格とか最低制限価格の設定の基準の参

考にしたい、そういった解釈でよろしいのですよね。それで、最低賃金なのですから、29年の10月から引き上げになっているかと思うのですが、この5月において実態調査をして、そこから引き上げになっているところをどういうふうに加味して予定価格、最低制限価格などを検討していただくのかということを確認させてください。

○碓井会長

これは事務局からコメントありますか。

○事務局

今年度の積算におきまして最低制限価格を導入した際の算定方法といたしまして、最低賃金を基に、ここで調査いたしました労働賃金の職種ですかね、清掃員、清掃員の中にも清掃員AとかBとかCとかというものが予定価格算出する際に国土交通省の建築保全業務、保全業務の積算簿係の中で労務単価として設定をされておりまして、その際の比率を考えるに際して、ここで調べた労働賃金実態調査の比率ですとか、あと国から示されます建築保全労務単価の比率等加味してそれと最低制限価格、この10月から上昇しましたけれど、最低賃金を加味して、来年最低制限価格の設定を検討することとしております。

○堀越委員

具体的に最低賃金25円引き上げになりましたよね。それだけのものをきちんと反映させたもので決定していくということによろしいのですね。

○事務局

そのとおりでございます。

○碓井会長

どうぞ、事務局。

○事務局

すみません。補足説明させていただきます。私どもが積算で使っているのは最低賃金を基に積算をしているわけではなくて、基本的には国の労務単価を基に積算しております。それが毎年改定になりますので、今年の実際の労務、実績を基に国が調査をして、そこに今回の最低賃金の上昇分を考慮するため来年の単価に跳ね返ってくると思われまして、その単価が12月に示されることになっております。その単価はそれらのものが反映されているということになるので、今度はそれを使い来年度の積算を行っていくということです。

○碓井会長

そうしますと、労務単価というのはマーケットの実情を反映させるようにしているということですね。そうすると最低賃金とマーケットの労務単価は大体傾向としての比率はあるものなのですか。それはあまり傾向等そんなこと言えないのですか。

○事務局

最低賃金は一つの単価しかないのですが、積算の歩掛の単価というのは職種によって分かれています。今年度でいきますと、清掃員については上昇しておりますけども、警備員とか設備管理員については国の単価は上昇してはいないのです。

○碓井会長

なるほど、直接の関係はどうもなさそうなのですね。国の労務単価を基にすると。堀越委員よろしいですか。ほかに。

はい、吉野委員。

○吉野委員

この調査だけではわからないかもしれませんが、設備管理員の平均賃金だけちょっと減っているのですよね。これは分析をされているのか、どういう理由があるのかおわかりでしょうか。

○事務局

明確なお答えはできないところなんですけれども。設備管理の平均賃金について見えますと、一番設定するときの一番高い単価のほう、労務単価でいうところの保全技術士補という方の単価は下がっているんですけども、もう少し労務単価の低い方、保全技術員ですとか、保全技術補という方の賃金は上昇しているという状況が見られております。あともうちょっと正規で社員の方の賃金は上がっていて、非正規社員の方は若干下がっている、こんなような状況は見られます。推察というか、個人的な見解ですけども、賃金が下がったのは、統括する方の賃金は若干下がっているけれども、その下で働く方の賃金は上昇しているという中で、若干微妙に下がったという位置づけなのかなと。ちょっとすみません。

○碓井会長

はい。

事務局何か。

○事務局

補足説明をさせていただきます。14ページの3の(2)の表をご覧ください。

ここの設備管理員の数字を見ますと、まず、就業形態、非正規の方の割合が前年度に比べて95%と増えております。これが1点。その横の給与形態の、時間給の人の割合、これも45%と増えています。調査対象が11施設しかないものですから、この中でたまたまこういう傾向の業務を拾ったということで、数字的には前年とあまり変わっていないという読み方になるのかなと思います。それとその下のグラフを見ますと、設備管理員というのは、それなりの熟練と言いますか、技術が必要となる皆さんがやっていますので、最低賃金のところに全体の労働者の分布がよっておりませんので、最低賃金の上昇が

この設備管理業務全体へ影響するという事は、あまりない業務なのかなと思われ、その辺りが原因かなと考えております。

○碓井会長

今の議論を伺っていますと、県の契約担当の皆さんはなんでも勉強しておかなければいけないという気がします。長野県で労働関係を所管しているのはどこなのですか。

○事務局

労働雇用課というところで所管しています。

○碓井会長

そちらのほうで何か分析した情報があれば、また機会がありましたらお願いしたいと思います。そういう分析をしておられるのであれば、大いに情報は共有したほうがよいので。

○事務局

ちょっと確認します。

○碓井会長

ほかに何か。よろしゅうございますか。それではこれもご報告を承ったということにさせていただきます。私の進行がやや遅れておりましたけれども、おそらくこれで予定していた項目についてのご審議はいただいたかと思いますが、このほか、何かございますか。

○事務局

事務局から1点、ご報告がございます。先日長野県発注工事の入札手続きにつきまして、入札及び契約に係る苦情申立手続き要領に基づく、再苦情の申し立てが出されました。今後説明請求部会での審議をお願いすることになりますので、部会の委員の皆さんにはご苦勞をおかけしますけれども、よろしく願いいたします。

○碓井会長

委員の皆様からも何かまとめとして、こういうことを研究してみたいとか、あるいは事務局に資料を出してほしいとか、何かそういうご要望等ありましたらお願いします。

○小澤委員

先ほど働き方改革として業務の効率を上げていくという話で、例えば製造業ですと「ものづくり産業振興戦略プラン」みたいな支援策や、中小企業振興センターとかさまざまな支援機関が効率を上げるための支援の仕組みがあります。建設業の場合も支援制度というのが過去には、建設相談110番や建設業支援コーディネーター設置事業等あったのを見ますが、発注側とそれを支援する機関が一緒なもので、なかなかやりづらいと思うのですが、今でも効率を上げるためのこういった支援制度というのはあるのでしょうか。また今後、そういったものを強化していくようなおつもりはあるのか、その方向性はいかがで

しょうか。

○碓井会長

これは事務局といっても広うございますが。どちらに。何かコメントありますか。

○事務局

少し確認させていただいて、まったく従来やっていた話のものはなくなったものもございますが、今どういった体制で、支援というか、そういったお手伝いをしているかというところを整理してご紹介させていただこうと思います。

○碓井会長

奥原委員、どうぞ。

○奥原委員

意見ですけれども、以前本審議会に出された平成 25 年の男性労働者の年収の比較において、県内の全産業の平均年収が 482 万円なのに対して、土木作業員が 349 万円と 130 万円以上の格差がありました。さらに公共工事設計料の単価がこの 5 年間で約 4 割引き上げられました。下請けの労働者の賃金は 1 割も上がっていないというのが現状ですので、先ほど審議された週休二日等に加えて、事業の継承とか落札率の上昇というものも十分加味して対応していただければと思います。

○碓井会長

どうもありがとうございます。ほかに何かご発言ございますか。

はい、どうもありがとうございました。予定しておりました議事はすべて終了いたしました。これで事務局のほうにお返しいたします。

○事務局

碓井会長さん、どうもありがとうございました。

4 その他

○事務局

それでは次第の 4 その他でございます。

まず事務局からですが次回の審議会の開催予定ですが、次回は 2 月の上旬から中旬に開催する予定でございます。只今、日程の照会させていただいているところですので、後日調整が整いましたらご連絡を差し上げますのでよろしくお願いいたします。委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。

5 閉会

○事務局

それでは、以上をもちまして「平成 29 年度第 3 回長野県契約審議会」を閉会いたします。
本日はどうもありがとうございました。